

「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正（案）

新	旧
投資信託等の運用に関する委員会決議 1 ～ 3 (省 略) <u>4 規則第 22 条第 2 項第 4 号で自主規制委員会が別に指定する不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券については、次に掲げる（１）～（３）の要件を全て満たした上で、公募のファンド・オブ・ファンズが別に定める留意事項を遵守して組入れるものとする。</u> <u>（１）監督官庁にて承認および監督され、個人投資家含む幅広い投資家層に公募されている（または提供できる）ものであり、投資家および監督官庁に対しその内容に関する開示（財務諸表に対する監査を含む）が適切に行われているものであること。</u> <u>（２）現地規制等（規制等が存在しない場合には運用会社として規定した価格評価手法等に関するガイドライン等を含む）により価格の透明性が確保され、その価格に基づき売却が可能であるものであると（委託会社として）認められるものであること。</u> <u>（３）流動性の確保が担保できる措置及び受益者間の平等性に配慮するための措置（解約制限など）が講じられているものであること。</u> <u>5 投資信託等の運用に関する規則に関する細則第 3 条第 2 項ホで自主規制委員会が別に指定する外国投資信託証券については、次に掲げる（１）～（５）の要件を全て満たした上で、公募の投資信託財産又は公募のファンド・オブ・ファンズが別に定める留意事項を遵守して組入れるものとする。</u>	投資信託等の運用に関する委員会決議 1 ～ 3 (同 左) <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u>

新	旧
<u>(1) 流動性に乏しい資産（プライベートアセット）に投資することを目的としているものであること。</u> <u>(2) 各国の現地の監督官庁にて承認および監督がされているものであること。</u> <u>(3) 個人投資家を含む幅広い投資家層に提供されている、または提供できるものであること。</u> <u>(4) 資産運用等にあたり資金の借入れが必要とされるものであり、現地規制等（規制等が存在しない場合には投資信託約款および定款等による制限を含む）による借入制限に従い、資金の借入れが投資信託財産の健全性に留意し行われるものであると認められるものであること。</u> <u>(5) 流動性の確保が担保できる措置及び受益者間の平等性に配慮するための措置（解約制限など）が講じられているものであること。</u> <u>附 則</u> <u>この改正は、令和〇年〇月〇日から実施する。</u>	